

事業名 令和6年度 営業活動等促進支援事業

【目的】

会員企業がおこなう積極的な営業活動等の費用の一部を補填することでその成長を促し、もって地域経済の活性化につなげる。

【助成対象】

広告宣伝や求人活動（以下 営業活動等）にかかる費用で、次の各号のいずれかに該当するもの。ただし同一の事業に対し、国・県などから助成金等が支給される場合は、その助成額（見込額を含む）を除いた自己負担分を対象とする。

- (1) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、web などのマス媒体上でおこなう営業活動等
- (2) 折込みチラシ、パンフレット、のぼり旗の新規制作・周知による営業活動等
- (3) 屋外看板、ホームページ、PR・求人動画の新規制作・刷新・公開による営業活動等

<対象とならないもの>

- ・営業活動等に寄与しない広報活動の費用（趣味、サークル活動、思想、宗教、政治活動など）
- ・既に実施済み広告等の継続費用（パンフレット等の増刷費用、広告契約の更新、ホームページ等の維持管理費用など）
- ・備品や消耗品等の購入費（編集ソフト、カメラ、パソコン等の機材備品、ノベルティグッズ、名刺、制服や作業着等の制作・購入費用、その他広告宣伝以外にも使用できるもの）
- ・税、通信費、交通費、販売手数料など副次的に発生する費用

【対象期間】

令和6年4月1日～令和7年1月31日までに実施または費用精算が済んでいるもの。
但し、期限前に予算額に到達した場合はその日までとする。

（1月31日から3月31日の間に実施するものは、その年の予算執行状況により対応）

【助成額】

商工会予算の範囲内で、

取り組み1件あたり 助成率 1/2（最大）

助成上限額 50,000円 [助成対象(3)は、上限100,000円]

（1社あたり、取り組み件数4件 または 助成総額200,000円まで）

【申請の手続き】

（事前申請）

「営業活動等促進支援事業申請書（様式1号）」に必要書類を添えて、事前に豊丘村商工会長へ申請するものとする。

（実績報告）

「営業活動等促進支援事業実績報告書（様式2号）」に効果等を記載のうえ必要書類を添えて、事業終了後速やかに、豊丘村商工会長に報告するものとする。（最終提出期限 令和7年1月31日）

【助成額の確定】

実績報告がされた月の翌月20日に助成額を確定する。